

介護職員初任者研修 介護福祉士実務者研修

受講費助成

かがやきプラザ研修センターでは、区内で働く介護職の人材育成の一助として、介護職員初任者研修・ 介護福祉士実務者研修(民間事業所や専門学校で実施するもの)の受講費を助成しています。

1 助成の内容

- (1) 助成対象経費 (実際に支払った経費)
- (2) 助成限度額
- (3) 助成定員

- ① 介護職員初任者研修受講料
- ② 介護福祉士実務者研修受講料 ※テキスト代、補講料、実習費等を含む。

8万円

20名 ※請求人数が定員に達し次第終了となります。

通勤に便利な千代田区で 一緒に働きましょう



- 2 助成の要件 次の要件をすべて満たした場合に、助成金を受け取れます。
 - ① 介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修の受講期間中に、当センターに事業の利用を申し込みます。
 - ② 研修後 6 ヶ月以内に、千代田区内の福祉施設・介護事業所等に介護職として就労します。 (現在、区内施設等で就労している方も対象となります。)
 - ③ 上記②の後、就労した区内施設等で3ヶ月以上継続して勤務します。
 - ④ 上記③の要件を満たした日から、その日の属する月の翌月より 3 ヶ月以内に、助成金請求書の手続きを行います。 ※当会が助成金請求書類一式を受け取った日現在において、継続的に就労していることが必須となります。

3 利用の流れ

研修修了 3ヶ月の継続勤務後 介護職員初任者研修· 研修修了後 3ヶ月以上の 介護職員実務者研修 条件や期間 継続勤務 3ヶ月以内 6ヶ月以内 受講 助成事業の利用を 助成金受取に 研修センターに 勤務を続ける 助成金を請求する 必要なこと 申し込む

4 注意事項等

- ①研修を修了してからは、事業利用の申し込みはできません。
- ② 勤続期間が3ヵ月に達した月の次の月から3ヵ月を過ぎると、助成金の請求はできません。
- ③事業所に直接雇用されている場合が対象となります。派遣契約による就労や登録ヘルパーは、対象外です。
- ④ 国や都・民間などが実施する他の類似の助成を受けた場合は、この助成の対象外です。
- ⑤ 本受講費助成の支給は、請求者個人となります。 (事業所等への支給は対象外)
- ⑥ 通学・通信コースが選択できる場合は、どちらの研修も対象となります。
- ⑦ 本受講費助成は、2種の研修に対して各々受講費助成ができます。

5 申し込み・問い合わせ先

かがやきプラザ研修センター(指定管理者: 干代田区社会福祉協議会)

住所:千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4F 電話: 03-6265-6560 FAX: 03-3265-1162

mail: jinzai@chiyoda-cosw.jp

URL: http://www.chiyoda-cosw.jp/kensyu-c

電話·窓口受付期間 平日8:30~17:00

介護職員初任者研修

在宅・施設で働く基本的な知識・技術を習得し、基本的な介護業務を実践できることを目的として行われる研修で、従来のホームヘルパー2級に相当します。

介護福祉士実務者研修

より質の高い介護サービスを提供するために、実践的な知識と技術を学ぶ研修。平成28年度の介護福祉士国家試験から受験資格に3年以上の実務経験と実務者研修の修了が義務付けられました。



今後のために資格取 得を考えていた時に、 この助成制度を知り

ました。研修を受講したこと で業務へのやりがいを感じる ことが増え、今後のステップ アップを考えるようになりま した。介護の仕事を始めてみ たいと考えている方も、すぐ に活かせる介護の実践力が身 につきます。

介護職員初任者研修•介護福祉士実務者研修

受講費助成事業利用申込書

千代田区社会福祉協議会会長 殿

R4.7.1改正

次のとおり申し込みます。

次のこのプールのこの								
1	申込年月日		年	F	B B			
2	申 込 者	ふりがな						
		氏 名						
		住 所						
		電話番号						
		e-mail						
3	受講中の 研修機関・研修名	│ │ 研修機関名 │						
		研修名						
		所在地						
4	研修の受講期間		年	月	日から	年	月	日
5	申込者の学籍番号 (またはそれに類するもの)							